

・「常時雇用する従業員」に含めないもの

No.	区分	備考
1	個人事業主本人及び同居の親族従業員	個人事業主本人のみ(または個人事業主本人と同居の親族従業員のみ)が事業を行っている場合も申請可能
2	会社役員	従業員との兼務役員は「常時雇用する従業員」に含む
3	申請時点で、就業規則に基づいて休業・休職措置が適用されている者	育児休業中・介護休業中・傷病休業中または休職中の社員等
4-1	右の条件に該当するパートタイム労働者等	日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者(ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されているものは「常時雇用する職員」に含む)
4-2	〃	所定労働時間が同一の事業所に雇用する「通常の従業員(※)」の所定労働時間が4分の3以下の者

※「通常の従業員」とは

社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。

例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が「通常の従業員」となり、所定労働時間がその「通常の従業員」の所定労働時間の4分の3以下の従業員はパートタイム労働者とします。

所定労働時間とは、「1日または1週間の労働時間および1か月の所定労働日数」を指します。

・具体例(参考)

<p>例1</p>	<p>個人事業主本人と、同居する親族3名、別居する親族2名の合計6名で小売業を営んでいる場合。 (勤務時間は全員週40時間)</p>	<p><u>小規模事業者</u>に該当する。 (個人事業主本人及び同居する親族3名は「常時雇用する従業員」に含めない)</p>
<p>例2</p>	<p>代表取締役1名と、常時使用人としての職務に従事する役員3名、従業員18名の合計22名で宿泊業を営んでいる場合。(従業員の勤務時間は全員週40時間)</p>	<p><u>小規模事業者</u>に該当しない。 (従業員との兼務役員3名は「常時雇用する従業員」に含める)</p>
<p>例3</p>	<p>個人事業主本人と、従業員21名(うち2名は申請日時点で育児休業中)の合計22名で製造業を営んでいる場合。(従業員の勤務時間は全員週40時間)</p>	<p><u>小規模事業者</u>に該当する。 (事業主本人及び申請日時点で育児休業中の従業員2名は「常時雇用する従業員」に含めない)</p>
<p>例4</p>	<p>個人事業主本人と、週に40時間勤務する従業員10名、週に20時間勤務する従業員10名、1か月限定で雇用されている従業員10名の合計31名で娯楽業を営んでいる場合。</p>	<p><u>小規模事業者</u>に該当する。 (週に20時間勤務する従業員10名、1か月限定で雇用されている従業員10名は「常時雇用する従業員」に含めない)</p>
<p>例5</p>	<p>個人事業主本人と、従業員4名、1～3月の冬期限定で雇用契約を結んでいたが、4月以降も引き続き雇用している従業員2名の合計7名で卸売業を営んでいる場合。(従業員の勤務時間は全員週40時間、申請日は6月1日とする)</p>	<p><u>小規模事業者</u>に該当しない。 (季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者についても、所定の期間を超えて引き続き雇用されている従業員2名は「常時雇用する職員」に含む)</p>